



## 巻頭言 年頭のご挨拶

平成 24 年 1 月 13 日 衆議院議員 馬淵澄夫

新年初頭におきまして、建築基本法制定準備会の皆様には心からお喜びを申し上げます。

昨年は、震災・原発事故という未曾有の国難に見舞われましたが、政府、国民が一丸となって復興と事故の収束に取り組み、世界中の混沌の中での日本人の持つ力強さを発揮していかなければならない年だと思っています。

震災は大きな災厄ではありましたが、混乱の中でも一人一人を思いやり、か弱きものに手を差し伸べる礼節と秩序、家族や仲間を失うという悲劇に直面しながらも保ち続けた冷静さと失うことのなかった自己犠牲の精神に対して、世界中の国々が日本人の強い、気高さ精神性に称賛の声を上げました。私たちが震災で失ったものは計り知れないものではありませんが、一方で新たな価値観を持つ転換点に立つ契機としていかなければなりません。その意味で、私たち政治家はあらためて復興への期待を持つ多くの国民の先頭に立ち、重要な社会資本である建築の重要性を問うていかなければならないと思っています。

建築基本法は、まちづくり、復興という契機にこそ真摯にかつ早急に議論されなければならない基本的理念法であり、より一層の密度の高い議論がなされることを期待しております。大臣時代に実現できなかった、建築法体系の抜本的見直しについて、今後も厳しく注視してまいります。今年一年、建築基本法の制定への歩みが大きく進むことを心から祈念すると同時に私自身も会員各位の皆様と全力で取り組んでまいることをお誓い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 建築基本法シンポジウム「建築基本法の必要性と東日本大震災からの復興」報告

日時：2011 年 11 月 8 日 13 時 30 分開場 14 時～15 時 30 分

場所：衆議院第一議員会館 大会議室

出席者：国会議員 24 名(秘書の代理出席を含む)

会員及び一般参加者 93 名 計 117 名

(以下、敬称略 肩書・所属は開催日現在)

講演：衆議院議員 馬淵澄夫、

建築基本法制定準備会 会長 神田 順

報告：建築基本法制定準備会 幹事 黒木正郎

今回のシンポジウムは、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加をめぐる政府、与野党が揺れるなか、衆議院議員会館で開かれた。建築基本法、震災復興にあたっての建築法制に関するスピーチ、報告の後、国会議員との意見交換に移った。スピーチは、馬淵澄夫衆議院議員、神田順会長が行った。以下、その内容を抜粋する。

馬淵 国土交通大臣就任を機に建築基準法の法体系を見直す大臣勉強会をスタートさせ、五回を重ねている。量から質へ

の転換、まちづくり観点での集団規定、単体規定のあり方などに焦点を当てた。勉強会は「建築基本法検討会」としたかったが、基本法ありきではない、と考え、この形にした。基本法をまずつくろうという議論では弱い。現行システムの問題点を明らかにし、規制緩和あるいはスリム化の議論してほしい。

一方で、建築法体系を抜本的に見直す初心は忘れてはならない。強く国交省にも申し入れていく。私は無役の議員となり、どこにでも伺える。先日も岐阜高山で伝統工法の意見交換会に出席した。耐震技術の制度化で、伝統工法が失われないうか危機感を抱いている。日本の高い耐震技術を海外に発信するのも私の使命だ。

神田（基本法制定準備会の経緯説明の後）津波被害は、地形によって多種多様。福島はさらに原発事故が加わっている。そこで国会議員向けの提言をつくった。第一に法を専門家の使いやすい形にして知見を活用する。第二に被災地の地域特性に応じた復興を目ざすには全国一律の法体系では難しい。

第三に専門家が住民と協働してまちづくりを行う。実際に地域集落に張りついて地域計画を策定する。地方分権は時代の趨勢。基本法は制定プロセスで、国民的議論を展開することが重要だ。建築を社会資産とする制度へ。

**黒木** 基本法制定準備会が目ざすものとは、建築と人材のストックを活かし、最低ラインの制度から地域主体のしくみに変えること。その基本理念は「安全で質の高い建築とまちなみ」「社会資産である建築の蓄積と継承」「関係者の責務の明確化」。基本理念なしに問題解決には踏み出せず、秩序は保てず、評価も下させない。さらに物事の優先順位が決められない。だから理念を謳う基本法は必要だ。量的充足を目ざした1950年代の法律からの脱皮が求められる。

#### (出席国会議員、来場者との意見交換に移る)

**小川勝也 (参・民主)** 基準法が制定されて60年という年月にさまざまな変化が生じた。市場開放、グローバル化……防災面では首都にも火災に弱い地域が残っている。財産権とか民法との絡みもある。大震災を受けて、多くの意見を集約し、国会議員が中心となって具現化したい。

**櫛淵万里 (衆・民主)** 馬淵議員より建築基本法の話がうかがって来た。選挙区は町田市、多摩市。耐震偽装の被害者、施工者、建築士の方々から現場の話を聞いた。まず理念から法律をつくることを共有したい。

**永江孝子 (衆・民主)** 地方の都市間競争が激しい。選挙区は松山市。どこも一番を目ざしている。まちづくりの理念やビジョンを共有して、物事を進めるのは重要。今日のはじめて、このシンポジウムに参加したが、手伝えることがあれば、ぜひ手伝いたい。

**阪口直人 (衆・民主)** 選挙区のと歌山県北部は日本でも有数の、日本建築、蔵、瓦屋根の美しい建築の多いところ。自然との共生したすばらしい住宅がありながら、過疎化が進む。手を加えることで、環境、景観を守りながら活性化につなげるコンセプトも基本法に盛り込んでほしい。

**渡辺浩一郎 (衆・民主)** 建築基本法を多義にわたる文章でまとめるには懐疑的だ。いろんな基本法があるが、時代の変

化のなかでほとんど使われていない。従って、基準法や都市計画法で処理できる部分はそちらに任せ、本当に基本となる理念だけをシンプルにまとめることが大切だ。

**柿沢未途 (衆・みんな)** 基本法の制定は超党派の作業になる。私も参画したい。視察でウィーン、イスタンブールに行った。高さ規制、統一的な街並みは素晴らしい。100年単位で街をよくする使命を基本法は帯びている。コンセンサス重視もいいが、都市計画に強い権限を与えることも必要だ。

**高邑勉 (衆・民主)** 震災以降、南相馬市に通っている。現地で基準法が復興の足かせになっている話も聞く。安全規制は必要だが、復興が進まないようでは逆効果だ。タブーを設けず、斬新な発想で、新しい時代の基本法のスタンスで議論したい。広い意味で被災地をフォローしたい。

**橋本勉 (衆・民主)** 原発の耐震基準は国際基準に早くすべきだ。安心・安全が社会システムのポイントになっているが、成長分野としての建築にも配慮が必要。伝統木造を活かした成長分野も考えられる。リフレ政策も望まれる。

#### (さらに会場から)

・建物の多くは、誰も読まない建築基準法、読んでもわからない基準法で造られている。わかりやすい理念をつくるのは大切。ただし、法律ができないと理念に基づいた建築ができないと言うようでは情けない。

・基本法は大事だが、概念や理念が先走って、なかなか具体的ににならない。健康、環境、安全と建築ジャンルを超えた概念を論じる前に「建築の基本法」を考えてはどうか。被災地を回っていると、地震国で、いかに長寿命の建築をつくるかを改めて思い知らされる。そこを中心に。

・建築基本法は高校生がわかるよう簡潔明解に。建築確認申請が素人でも、本人申請ができるくらいにしてほしい。

・ストック重視でもっと具体的なイメージがほしい。

・基本法と基準法の位置づけはどうなるのか。現場の建築士が基本法の考え方で古い建物を生かしたくても、基準法部分が抑えられてしまうと、どうしようもない。

・基本法は、いますぐではなく、長い目でみて、成立させてほしい。個々の具体的テーマは分科会で煮詰めればよい。

#### 事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845  
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-18  
建築設計事務所アトリエ 71  
E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/